

危険物総合情報システム運用規程
危険物総合情報システム運用規程に関する細則

平成23年2月

危険物保安技術協会

危険物総合情報システム運用規程

危険物総合情報システム運用規程

平成23年2月23日
危保規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、危険物総合情報（以下「情報」という。）の提供について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が設置する危険物総合情報システムの運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(提供する情報)

第2条 提供する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 危険物事故事例
- (2) 危険物事故統計プログラム
- (3) 事故統計等
- (4) 法令階層間リンクシステム
- (5) 用語集
- (6) 教材

(情報の提供方法)

第3条 情報の提供方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、協会ホームページを通じて行うものとする。
- (2) 協会ホームページに情報提供欄を設け、あらかじめ設定した登録番号（以下「ユーザーID番号」という。）及びパスワードが入力された場合に行うものとする。
- (3) ユーザーID番号は、行政機関登録番号と行政機関登録番号以外とする。

(情報の提供を受けようとする者の登録)

第4条 情報の提供を協会から受けようとするときは、あらかじめ協会に登録するものとする。

- 2 登録を受けようとする者は、あらかじめ別に細則で定める登録申込書により、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申し込むものとする。
- 3 理事長は、登録申込書を審査し、協会が提示する事項を遵守することが明記されるとともに、登録に必要な事項が記載され、かつ、その内容が適正であると認められる場合には、登録申込書の申込者に対し、第9条第1項に定める手数料の請求を行うものとする。
- 4 理事長は、前項の請求に基づく手数料等の納付を確認した場合は、速やかに登録申込書に基づき登録をし、当該登録をした者（以下「登録者」という。）に登録内容、付与したユーザーID番号及びパスワードを文書により通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 申請内容に変更があった場合は、速やかに協会に別に細則で定める変更届出書を提出するものとする。

(情報の受け取り停止)

第6条 情報の受け取りを停止したいときは、協会に別に細則で定める情報受け取り停止届出書を提出するものとする。

(登録者の遵守事項)

第7条 登録者は、情報の提供を受けるにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 提供を受けた情報の全部又は一部は、あらかじめ協会が承認した情報の使用範囲内において、出所を明示することにより、引用及び転載を行うことができること。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記があるものについては、これによるものとする。
- (2) 協会ホームページの情報の改ざん、協会の所有する情報提供のための設備に支障を与える行為その他適正な情報の提供を妨げる行為を行わないこと。

(登録の取り消し)

第8条 理事長は、登録者が、不正の手段により当該登録を受けたことが判明したとき、前条各号に掲げる事項を遵守しないことが判明したとき、手数料の支払いを怠っているとき、情報受け取り停止の届出を行ったとき及び協会に不利益を与える行為を行ったときは、登録を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を登録者に対し文書により通知するものとする。

(手数料等)

第9条 第4条第3項の情報の提供を受けようとする者の登録に必要な手数料の額は、次に定める額に消費税相当額を加算した額とする。

年額5万5千円(消費税別)

但し、各都道府県及び消防機関の防災担当機関は無料とする。

- 2 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。
- 3 既に納付された手数料については、原則として返還しない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

危険物総合情報システム運用規程に関する細則

危険物総合情報システム運用規程に関する細則

平成23年2月23日
危保細則第1号

第1 目的

この細則は、危険物総合情報システム運用規程（平成 年危保規程第 号。以下「規程」という。）第4条第2項、第5条、第6条、第9条第1項及び第10条の規定に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う危険物総合情報（以下「情報」という。）の提供に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 登録申込書

- 1 規程第4条第2項に規定する登録申込書の様式は、別記様式第1によるものとする。
- 2 登録申込書の提出部数は、1部とする。

第3 登録申込書の受理

登録申込書の受理にあたっては、次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 規程第4条第2項に規定する情報の提供に係る申請であること。
- (2) 登録申込書に記載すべき必要な事項が全て記載されていること。

第4 審査

規程第4条第3項に規定する審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 規程第7条各号に掲げる事項を遵守する旨が明記されていること。
- (2) 利用者の範囲が明確になっていること。
- (3) 情報の使用内容が、当該情報に関して協会が有する権利を侵害する恐れがない等適切であること。
- (4) その他理事長が必要と認める事項に適合していること。

第5 登録及び登録の通知

- 1 規程第4条第4項に規定する登録は、登録内容（登録をする氏名、住所、連絡先、業種、利用者の範囲、情報の使用内容その他登録に必要な事項をいう。以下同じ。）を管理台帳に記録することにより行うものとする。
- 2 規程第4条第4項に規定する登録内容、ユーザーID番号及びパスワードの通知は、別記様式第2により行うものとする。

第6 変更届出書

- 1 規程第5条に規定する変更届出書の様式は、別記様式第3によるものとする。
- 2 変更届出書の提出部数は、1部とする。

第7 変更届出書の受理

変更届出書の受理にあたっては、次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 規程第5条に規定する変更に係る届出であること。
- (2) 変更届出書に記載すべき必要な事項が全て記載されていること。
- (3) 利用者の範囲の大幅な拡大その他の重要な変更により、新たな申込が必要となる場合に該当しないこと。

第8 登録内容変更及び登録内容変更の通知

- 1 管理台帳の内容を変更するとともに、管理台帳に変更内容の概要を記録すること。
- 2 変更後の登録内容の通知は、別記様式第2により行うものとする。

第9 情報受け取り停止届出書

- 1 規程第6条に規定する情報受け取り停止届出書の様式は、別記様式第4によるものとする。
- 2 情報受け取り停止届出書の提出部数は、1部とする。

第10 情報受け取り停止届出書の受理

情報受け取り停止届出書の受理にあたっては、次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 規程第6条に規定する情報の受け取りの停止に係る届出であること。
- (2) 情報受け取り停止届出書に記載すべき必要な事項が全て記載されていること。

第11 登録の取り消しの通知

規程第8条第2項の規定による通知は、別記様式第5により行うものとする。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から実施する。

危険物総合情報の提供に係る登録申込書

| |
|--|
| 平成 年 月 日 |
| 危険物保安技術協会 理 事 長 殿 |
| 申込者 住所 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印 |
| 危険物総合情報の提供を受けるための登録を行いたいので、次により申し込みます。 |
| 登録者氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) |
| 連絡先 担当部署名 担当者氏名 TEL () FAX () E-mailアドレス |
| 業種 |
| 利用者の範囲 |
| 情報の使用内容 |

危険物総合情報の提供に関する同意

| |
|---|
| 私 (私共) は、「危険物総合情報システム運用規程」(危保規程第 3 号) 第 7 条の規定に同意します。 署名 _____ |
|---|

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

危険物総合情報の提供に係る（登録・登録内容変更）通知書

| | | |
|--|---|-------|
| 殿 | 危 企 調 第 号 平 成 年 月 日 危険物保安技術協会 理 事 長 印 | |
| 平成 年 月 日付で | 〔 受付しました登録申込書に基づき、次のとおり登録する 受付しました変更届出書に基づき登録内容を一部変更し、次のとおりとする 〕 | |
| こととしましたので、通知します。 なお、本登録は、次の登録内容に変更がない場合に限り有効であることを申し添えます。 | | |
| 登録者 | 登 録 日 | 年 月 日 |
| 住所 | 提 供 開 始 日 | 年 月 日 |
| 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) | 提 供 終 了 日 | 年 月 日 |
| 連絡先 | 登 録 番 号 (ユーザーID番号) | |
| 担当部署名 担当者氏名 TEL () FAX () E-mailアドレス | パ ス ワ ー ド | |
| 業種 | | |
| 利用者の範囲 | | |
| 情報の使用内容 | | |

- 備考 1 本登録は、「危険物総合情報システム運用規程」(危保規程第3号)第7条に規定する遵守事項が守られていない等の理由により取り消されることがあります。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

危険物総合情報の提供に係る登録内容変更届書

| |
|--|
| 平成 年 月 日 |
| 危険物保安技術協会 理事長 殿 |
| 届出者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印 |
| 危険物総合情報の提供に係る登録内容を次の内容に変更したいので届け出ます。 |
| 登録番号 (ユーザーID番号) |
| 登録者氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) |
| 連絡先 担当部署名 担当者氏名 TEL () FAX () E-mailアドレス |
| 業種 |
| 利用者の範囲 |
| 情報の使用内容 |

- 備考 1 変更部分がわかるように記載すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

危険物総合情報の提供受け取り停止届出書

| |
|--|
| 平成 年 月 日 |
| 危険物保安技術協会 理 事 長 殿 |
| 届出者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印 |
| 次の登録に係る危険物総合情報の提供受け取りを停止したいので届け出ます。 |
| 理由 〔 〕 |
| 登 録 番 号 (ユーザーID番号) |
| 登 録 者 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) |
| 連絡先 担当部署名 担当者氏名 TEL () FAX () E-mailアドレス |

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

危険物総合情報の提供に係る登録取り消し通知書

| | |
|---|-------|
| 平成 年 月 日 | |
| 殿 | |
| 危険物保安技術協会 理 事 長 | |
| <p>平成 年 月 日付け危企調第 号により通知した次の登録については、取り消すこととしましたので、通知します。</p> <p>理由</p> <p>[]</p> | |
| 登録者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) | |
| 登 録 日 | 年 月 日 |
| 提 供 開 始 日 | 年 月 日 |
| 登 録 番 号 (ユーザーID番号) | |
| 備 考 | |

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

試験確認等に係る手数料の納付手続きに係る細則

試験確認等に係る手数料の納付手続きに係る細則

平成11年10月19日危保細則第6号
最終改正 平成23年 2月23日危保細則第2号

第1 この細則は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が実施する試験確認、評価業務、性能試験、確認書の交付及び危険物総合情報の提供に係る登録（以下「試験確認等」という。）に係る手数料の納付手続きを定めることを目的とする。

第2 試験確認等に係る申請者は、協会が送付する当該申請又は情報提供事務に係る請求書を受け取った後、速やかに当該試験確認等に係る手数料を第3（1）に定める銀行口座に振り込まなければならない。

第3 手数料の振り込み要領は、次のとおりとする。

(1) 手数料の振込先銀行

みずほ銀行虎ノ門支店

預金項目 普通

口座番号 1342256

(2) 受取人

名称 危険物保安技術協会（キケンブツホアングジュツキョウカイ）

所在地 〒105-0001東京都港区虎ノ門4丁目3番13号神谷町セントラルプレイス

(3) 振り込み手数料

振り込みに係る振り込み手数料は、申請者の負担とする。

附 則

この細則は、平成11年10月19日から実施する。

附 則（平成14年4月16日危保細則第3号）

この細則は、平成14年4月16日から実施する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から実施する。